

令和6年度 東京都自立支援協議会セミナー

東京都自立支援協議会からのメッセージ  
「当事者自身の体験や視点から見えてくること」

令和6年12月9日

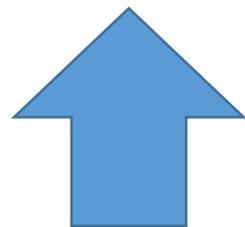
東京都自立支援協議会会長 岩本 操

# (自立支援) 協議会の法的位置づけ

## 障害者総合支援法 第89条の3 (協議会の設置)

- 第八十九条の三地方公共団体は、単独で又は共同して、**障害者等への支援の体制の整備を図るため**、関係機関、関係団体並びに**障害者等及びその家族**並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。
- 2前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、**地域における障害者等への支援体制に関する課題について**情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について**協議を行う**ものとする。

障害者等への支援体制に関する課題を協議



**Nothing About Us Without Us !**

私たちのことを私たち抜きに決めないで！

「当事者のために」から「当事者と共に」ある協議の場へ！

# 当事者の視点から見えてくること

障がいのある人も安心して地域で暮らし続けられるよう支援します。

障がいのある人も安心して地域で  
暮らし続けられるよう支援します。

# 当事者の体験から見えてくること

## 「私の気持ち」

- 地域には女の子のグループホームが少なく、お友達が引っ越して遠くに行ってしまうことが悲しいです。
- 地域にたくさんのグループホームができて、そこから今の作業所に通えるようにしたいです。

令和6年度東京都自立支援協議会交流会「話題提起」高橋薫委員の資料より

# 協議会における当事者の役割

「支援を受ける人」「支援を提供する人」という関係性を超えて

- 協議や活動に多様な視点やアイデアを提供する存在
- 当事者の日常生活から地域を捉える機会となる存在
- インフォーマルな資源に関する豊富な知識・経験の持ち主



何気ないことからの「発見」「気づき」

さまざまな創意工夫の源になる

⇒協議会における「当事者」の存在とその力を活用する意義

# 東京都自立支援協議会のテーマ

【第6期】 都と地域の協議会活動における情報共有を促進し、**当事者とともに**東京の協議会活動を活性化させる

- R元 [協議事項] **当事者の声を反映させた**協議会活動を考える
- R2 [協議事項] **当事者の多様な声を聴く**ための具体的な仕組みをつくる

【第7期】 都と地域の協議会活動における情報共有を促進し、**当事者とともに**地域課題への取り組みを考える

- R3 [協議事項] **当事者の視点に立って**地域課題を検討する
- R4 [協議事項] **当事者の声・願いを中心において**、地域移行・地域生活支援の課題を考える

【第8期】 協議会において合理的配慮による**当事者の主体的な参画**を推進するとともに、地域課題への取組過程の共有により、地域協議会活動の活性化を図る

- R5 [協議事項] 地域協議会間のつながりをつくりながら、**当事者の主体的な参画**による、地域移行・地域生活支援への先駆的取組を共有する
- R6 [協議事項] **障害当事者からみた**地域移行・地域生活支援の課題を共有する

# 東京都自立支援協議会での取り組み

- 協議会に「当事者参画推進グループ」を設定
- 精神障害のある当事者委員を1名から2名に増員
- 知的障害のある当事者と支援者それぞれを委員に選任
- 行政説明は短く、グループ討議を中心とした会議構成
- 本会議の座席を小テーブル型の座席配置に変更
- 当事者委員の特技や趣味を会議の進行や広報媒体に活用
- 当事者委員への事前説明（主に訪問にて実施）
- ルビ版資料に加え、要約資料の作成、使用
- その他、交流会やセミナーでの工夫や対応 などなど

# 「動向集」を通じた当事者委員の参画状況の把握

## 【令和元年度～】

- 障害当事者委員の参加にあたり取り組んでいること及び課題、障害当事者の声を聞くために取り組んでいること及び課題に関する設問を追加

## 【令和2年度～】

- 障害当事者（ご本人）とご家族とを区別して委員数（割合）を問う

## 【令和3年度～】

- 当事者委員の委員選任経緯、所属、背景、経歴等に関する設問を追加

## 【令和5年度】

- 当事者委員が参画する意義を問う設問を追加
- 各地域自立支援協議会における当事者委員の参画状況を一覧表にして示す

# 東京都内の自立支援協議会における当事者委員の実際

	障害当事者委員の人数（割合）	当事者委員の参画がない自治体
令和2年度	114名（10.2%）	10/57
令和3年度	116名（10.6%）	9/58
令和4年度	120名（11.0%）	9/58
令和5年度	114名（10.3%）	10/58

「東京都内の自立支援協議会の動向（動向集）」より

# 東京都障害者・障害児施策推進計画

(令和6年度～令和8年度) 150頁抜粋

(自立支援協議会等)

- 自立支援協議会（障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会）は、関係機関等の緊密な連携の下、地域での課題を共有しながら、協議を行い、障害者等の支援体制の整備につなげていく重要な役割を担っています。
- 東京都は、引き続き、先進的取組事例の紹介や障害当事者や家族が参画することの重要性を周知するなど、区市町村の協議会の活性化を図り支援体制等の充実につなげるための支援を行う必要があります。

当事者との協働 = 協議会の促進へ

## **Nothing About Us Without Us !**

私たちのことを私たち抜きに決めないで！

「当たり前」のことが「当たり前」になる社会（協議会）  
の実現に向けて